

審査の進め方について

1 審査の流れ

- (1) 事前評価のとりまとめ・審査
- (2) 決定

2 審査基準について

事業者又は事業所（以下「事業者等」という。）の取組みについて、下記の審査基準に基づいて評価し、他の事業者の模範となるものを選考する。

（審査基準）

評価項目	基準
貢献度	緩和分野 大量の温室効果ガス排出削減など、地球温暖化防止に具体的な効果を示し、貢献していること。
	適応分野 農林水産業、自然災害、水資源・水環境、自然生態系、健康等の各分野などに関して、気候変動への適応に具体的な効果を示し、貢献していること。
波及性	緩和分野 製品や活動を通して、率先的行動の意義が大きく、脱炭素社会への新たなライフスタイル変革への波及効果が期待できること。
	適応分野 製品や活動を通じて、率先的行動の意義が大きく、気候変動適応の取り組みへの波及効果が期待できること。
持続性	一過性のイベントや活動ではなく、持続可能な仕組みを確立しており、活動の持続的な発展が期待できること。
刷新性	従来の取組にはないアプローチ等により、持続可能な未来に向けた刷新的な取り組みをしていること。

3 採点方法について

取組内容について、①貢献度②波及性③持続性④刷新性をそれぞれ A A～D の 5 段階で評価し、審査基準ごとの評価点（A A は 25 点、A は 20 点、B は 15 点、C は 10 点、D は 5 点とする。）を合算し 100 点満点で採点する。

- A A（25 点）＝極めて優れている
- A（20 点）＝優れている
- B（15 点）＝普通
- C（10 点）＝優れているとはいえない
- D（5 点）＝優れていない

4 受賞者の決定について

採点を行った結果、それぞれの部門において、最も点数が高くかつ 80 点以上の事業者等に大阪府知事賞を授与し、60 点以上の事業者等のうち、府知事賞以外の 2 事業者程度には優秀賞を授与する。また、60 点以上の事業者等のうち、上記審査基準のうちいずれかにおいて優れた取組みを行っている場合、出席委員の全員の合意をもって特別賞を授与することがある。